

おんせん県おおいた

アドベンチャーツーリズム条例（仮称）案の概要

1 前文

大分県は、アドベンチャーツーリズムの推進において大きな可能性を秘めているアドベンチャーツーリズムには、人々の自然や文化を愛し保護する心を醸成し心豊かな人材を育成するとともに、地域に経済的な豊かさをもたらすなど、様々な期待が寄せられる国内外から訪れる旅行者に安全で安心なアドベンチャーツーリズムを提供することで、県民が郷土への誇りを高めその魅力を自ら発信する契機とし、自然や文化を守りながら、活力にあふれ、経済的にも発展していく持続可能な地域を形成していくことを希求し、県、県民、ガイド及び事業者の責務や役割を定め、一体となってアドベンチャーツーリズムを推進することを目指し、この条例を制定

2 総則

目的 (第1条)	アドベンチャーツーリズムの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、ガイド及び事業者の役割を明らかにし、並びに県の施策の基本となる事項を定めることにより、アドベンチャーツーリズムの推進に必要な施策を効果的に実施し、もって人々と自然・文化とのふれあいを通じた豊かな人材の育成、自然・文化の保護及び地域の活力の創造を実現することを目的とする。		
定義 (第2条)	アドベンチャーツーリズム ガイド 事業者		
基本理念 (第3条)	人と自然との共生及び持続可能な地域の形成 地域の自然・文化を正しく理解し、保護していくような豊かな人材の育成 観光関連産業のみならず様々な産業を振興		
県の責務 (第4条)	県民等の役割 (第5条)	ガイド及び事業者の役割 (第6条)	

3 アドベンチャーツーリズムの推進に関する基本的施策

県民理解の促進（第7条）
ガイドの育成（第8条）
事業者の育成（第9条）
普及啓発等（第10条）
環境の整備（第11条）
推進体制の整備（第12条）
財政上の措置（第13条）